



株式会社ブレイン
コンサルティングオフィス
社会保険労務士
北條 孝枝

「130万円の壁」が変更に ～2025年10月から健康保険の 被扶養者の認定基準が変わりました～

はじめに

2025年10月1日より、健康保険の被扶養者の認定基準が変更されました。これは「税の年収の壁」で新たに創設された大学生年代の子等についての控除の効果があるよう、健康保険でも取り扱いの変更をする必要があるためです。年齢はいつのタイミングでの判断なのか、社会保険・税での収入とするものの違い等、企業としておさえておくべきポイントについて解説します。

1. 大学生年代の扶養基準が「150万円」に変更！ その背景と影響とは？

2025年の税制改正の目的のひとつに、「労働力人口不足の解消のため学生・短時間労働者の就業調整への対応」があり、大学生年代（19歳以上～23歳未満）の子等の親等への特別控除が創設されました。

これにより、子の給与収入が150万円以下であれば63万円の控除があり、子の給与収入が150万円超でも188万円以下までは段階的に控除が受けられることとなりました。

一方、健康保険の被扶養者の認定基準について、収入130万円未満のままでは、税制改正の効果が十分に得られません。そのため、19歳以上23歳未満の子等の健康保険の被扶養者の収入についての認定基準も見直されることになりました。

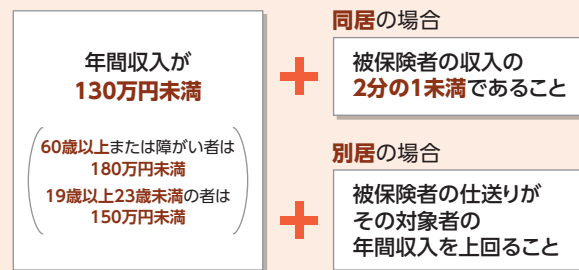
変更後の認定基準の内容は、下記のとおりです。

- 被扶養者となる対象者の年間収入の認定要件について
19歳以上23歳未満の者（被保険者の配偶者を除く）について150万円未満として取り扱う
※事実上婚姻関係と同様の事情にある者も配偶者に含む
- 学生であるかは問わない
- 同居・別居の場合の被保険者との収入額との比較等の要件については変更しない
同居の場合は、被扶養者となる者の収入が被保険者の収入の2分の1未満であること
別居の場合は、被保険者の仕送りが被扶養者となる者

の年間収入を上回ること

※同居・別居のいずれも具体的事情により、最も妥当な認定をすることとされている

(図1) 社会保険の被扶養者になる条件
2025年10月1日以降



Copyright (C) Brain Consulting Office Co., Ltd. All Rights Reserved.

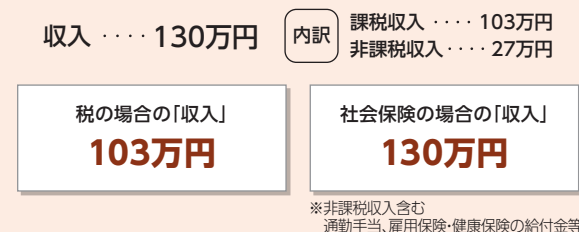
2. 税制上の扶養とはどう違う？ 税と社会保険の“ズレ”に要注意

(1)「税」と「社会保険」では、対象とする「収入」は同じではありません。

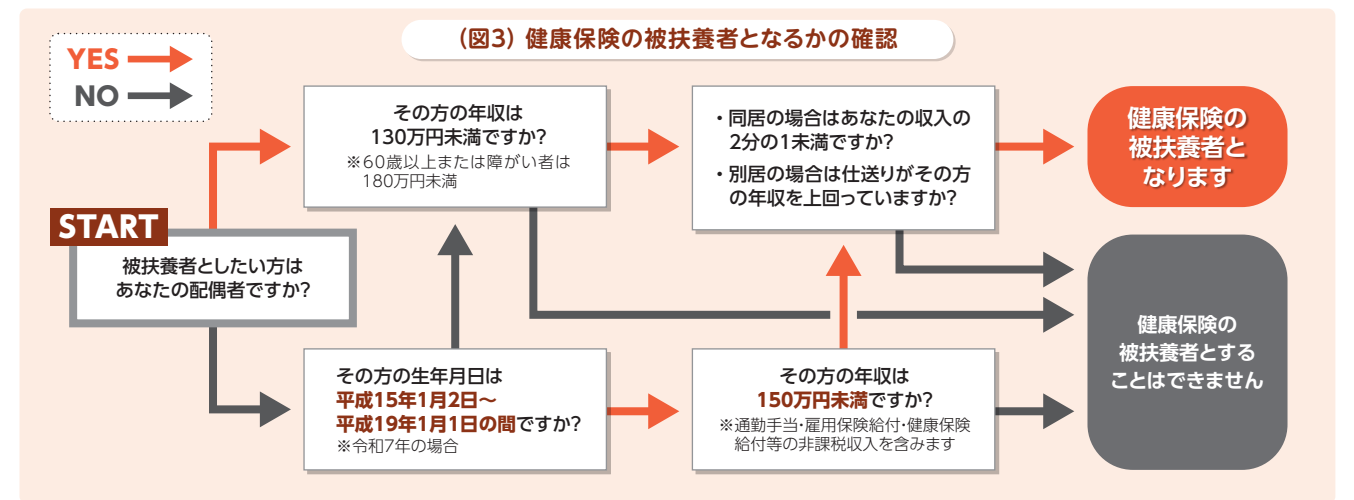
- ・「税」で対象とする収入
課税収入（給与以外の事業や退職金も含む）、通勤手当等の非課税収入は含まない
- ・「社会保険」で対象とする収入
通勤手当・健康保険の給付金・雇用保険の給付金等の非課税収入も含む

(2)税と社会保険で「収入」とする範囲の違いについて下記(図2)で具体的に見てみましょう。

(図2) 税と社会保険で「収入」とする範囲の違いの例



Copyright (C) Brain Consulting Office Co., Ltd. All Rights Reserved.



Copyright (C) Brain Consulting Office Co., Ltd. All Rights Reserved.

130万円の収入の内訳が課税収入103万円、非課税収入27万円だったとします。その場合、税では103万円となりますが、社会保険では非課税収入も含めるため130万円が収入となります。このように同じ収入額のようにも「税」と「社会保険」では収入とする範囲が違ってきます。

社会保険の手続きで被扶養者となるかを確認するためには、被扶養者となる方の通勤手当や雇用保険・健康保険の給付金を受けていないかを確認する必要があります。

(図3) のフローチャートに従って被扶養者となれるかを確認できますので、ご活用ください。

3. ここに注意！「年収の壁」で大学生年代の子を 扶養対象とできるかの確認ポイント

「税」と「社会保険」での収入となるものの違いについて確認したところで、「税」では扶養対象になるものの、健康保険（社会保険）では扶養対象にならないケース、について確認していきましょう。

では、19歳以上23歳未満の子等の収入はいくらまでなら「税」かつ「健康保険」の扶養対象になるかを整理してみましょう。

- ・「税」
年収（給与だけの場合）が通勤手当を除き、150万円以下であれば63万円の特定扶養または特定親族特別控除の最高額の控除が受けられる
- ・「健康保険」
通勤手当（税では非課税で収入とならない）を含め、**150万円未満**であれば、被扶養者とできる

税と健康保険で同じ150万円という金額でも「以下」と「未満」の違いがあります。この違いにも注意が必要です。

なお、19歳以上23歳未満で被扶養者の年間収入が一時的に150万円以上になった場合、「年収の壁・支援強化パッケージ」により、事業主が繁忙期に労働時間を延ばすことで一時的に収入が増えた旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能です。

4. 19歳以上23歳未満の年齢はいつの時点で 判定するの？

税制改正の目的にあわせ、19歳以上23歳未満の年齢の判定は所得税法にあわせることになりました。対象となる子の誕生月ではなく、その年の12月31日現在で判定します。

2025年の12月31日時点で19歳以上23歳未満となる子等は、2003（平成15）年1月2日から2007（平成19）年1月1日生まれまでです。今年の12月31日の時点で19歳以上23歳未満になるかを確認したい場合、その年の「扶養控除等異動申告書」の「特定扶養親族」または「特定親族」の欄の生年月日で確認できます。

おわりに

健康保険の被扶養者については、認定後も少なくとも年1回は加入している健康保険組合や協会けんぽから要件の確認がなされます。

2025年からは、年末調整で扶養控除申告書・特定親族特別控除申告書により、19歳以上23歳未満の子等の課税収入額は確認できますが、更に通勤手当等の非課税収入がないかも確認することが必要となります。

社会保険手続き・給与・年末調整のご担当者は、税・社会保険のそれぞれの「壁」の要件をおさえ、従業員の方からの問い合わせに対応できるよう準備しておきましょう。

参照先

厚労省リーフレット：パート・アルバイトで働く「130万円の壁」でお困りの皆様へ
<https://www.mhlw.go.jp/content/001162154.pdf>

日本年金機構：19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>